（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） 一～四　（略） 五　地域相談支援給付決定障害者　法第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。 六～十四　（略）	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　地域相談支援給付決定障害者　法第五条第二十一項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。 六～十四　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） 一　（略） 二　サービス等利用計画案　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画案をいう。 三　サービス等利用計画　法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。 四～十六　（略） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）、指定介護予防支援事業者（介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。 6　（略） （従業者） **第三条**　（略）	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　（略） 二　サービス等利用計画案　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十項に規定するサービス等利用計画案をいう。 三　サービス等利用計画　法第五条第二十項に規定するサービス等利用計画をいう。 四～十六　（略） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。 6　（略） （従業者） **第三条**　指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）（以下「指定特定相談支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。